

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存				
共	00	00	10	31
				5年

宮本規第56号
令和4年1月12日
宮城県警察本部長

大規模災害に伴う交通規制実施要領の改正について（通達）

緊急通行車両の事前届出・確認手続等については、「大規模災害に伴う交通規制実施要領の改正について（通達）」（令和3年2月24日付け宮本規第522号。）に基づき運用してきたが、この度、行政手続のデジタル・オンライン化を更に推進するため、別添のとおり大規模災害に伴う交通規制実施要領の改正を行ったので、事務手続等に誤りのないよう対応されたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 緊急通行車両等の事前届出について、警察庁で運用する行政手続サイトを使用できる旨規定した。
- (2) 文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

令和4年1月12日

大規模災害に伴う交通規制実施要領

第1 趣旨

この要領は、今後の大規模災害発生時の交通対策に万全を期するため、阪神・淡路大震災及び東日本大震災における対応を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項の災害応急対策を実施するための車両（以下「緊急通行車両」という。）であることの確認、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項の緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）第8条第2項において適用する緊急通行車両であることの確認及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条において準用する緊急通行車両であることの確認について必要な事項を定めるものとする。

第2 大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ

1 総論

(1) 基本的考え方

- ア 発災直後は、人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。
- イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量、復旧状況、交通量等に応じて順次縮小する。
- ウ 通行を認める車両の範囲は、交通の状況、被災地のニーズ等を踏まえ優先度を考慮しつつ順次拡大する。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

災対法第76条第1項の規定により、緊急交通路の通行を認めることとなる車両については、次のとおりとする。

ア 緊急通行車両

緊急自動車その他災害応急対策に使用される車両。ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレートのことをいう。以下同じ。）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）第6条第1項の標章（以下「確認標章」という。）の掲示を不要とするため、規制除外車両として整理することとする。

イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち災害後に優先すべきものに使用さ

れる車両であって、宮城県公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの（前記アの車両を除く。）。

なお、規制除外車両は、次に掲げる２種類に分類される。

(ア) 自衛隊車両等、大型貨物自動車、事業用自動車等自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両

(イ) 前記(ア)の車両以外の車両

2 交通規制の具体的な流れ

(1) 基本方針

大規模災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うため、被害状況の把握及び必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

また、大規模災害発生時の交通規制は、(2)から(4)までのとおり実施する。ただし、大型貨物自動車は、第一局面（大規模な災害が発生した直後のことをいう。以下同じ。）から交通規制の対象としないこととして通行を認めること、被災地域から流出する避難車両についても同様に通行を認めることが適当な場合もあり得ること、緊急交通路の交通量、道路の復旧状況等に応じて交通規制が長期・過剰とならないよう随時見直すべきことなどに留意し、臨機応変に実施すること。

(2) 初動対応

ア 交通情報の収集

交通情報の収集に当たっては、災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報についても迅速かつ正確な情報収集に努めること。

特に、緊急交通路に予定されている道路の状況について、橋梁部を中心に、通行に支障がないか優先的に確認すること。

また、道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、迅速に道路状況を確認するなど道路情報の収集を行うこと。

イ 緊急交通路の指定等に係る連絡・調整

交通情報の収集と併せて、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定や検問体制に係る関係都道府県警察及び道路管理者との連絡及び調整を開始する。

また、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施前においても、関係都道府県警察及び道路管理者と緊密に連絡及び調整を行いながら、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示によって迅速に被災区域への流入抑制を図り、高速自動車国道又は自動車専用道路が緊急交通路に指定され

ると見込まれる場合には、インターチェンジ等からの流入を制限すること。

(3) 第一局面

ア 交通規制の内容

- (ア) 災対法第76条第1項の規定により、原則として、緊急通行車両又は規制除外車両のうち自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているもの及び規制除外車両のうち人命救助、輸送施設等の応急復旧に必要なもの（第4に規定する事前届出の対象とするもの）以外の車両について、緊急交通路の通行を禁止する。
- (イ) 発災直後においては、正確な被害状況の把握は困難であることから、緊急交通路として交通規制を実施する区間については、まずは広範囲を指定した上で、道路の交通容量、復旧の状況、交通量等に応じて適宜縮小する方が混乱が少ないことに留意すること。

イ 交通規制の意思決定

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、大規模災害が発生した場合における緊急交通路に指定する道路、交通規制の対象等についてあらかじめ決裁を受けておくこと。

ウ 広報

交通規制課長は、事前に次の事項について、警察庁との連絡及び調整を行うとともに、道路の損壊状況、緊急交通路の指定の必要性、う回路の情報等を積極的に提供し、交通規制に対する国民の理解を得るよう努めること。

- (ア) 広報案文
- (イ) 発表時間
- (ウ) 交通規制開始日時
- (エ) 緊急交通路の範囲
- (オ) 確認標章の掲示のない一般車両の通行は禁止である旨

エ 標示の計画的整備・配備

交通規制課長は、災対法施行規則第5条第1項の標示の計画的整備・配備に努めること。

オ う回路対策

交通規制課長及び警察署長は、う回路の設定及び誘導については、道路管理者と共同して点検を行うなど、危険箇所がないことを確認した上で行い、必要に応じて交通要点に警察官を配置すること。

なお、信号機の倒壊、停電による滅灯等がある場合は、速やかにその状況を把握し、警察官の配置、信号機電源付加装置による電源の回復、一時停止の交通規制の実施等で対応すること。

(4) 第二局面

第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面のことをいう。以下同じ。）においては、緊急交

通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度及び重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から、更に規制除外車両（事前届出対象外のものをいう。）を除外する。

また、交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等について一律に除外するなど、順次、遅滞なく交通規制の対象を縮小する。

3 広域緊急援助隊交通部隊の運用等

別に定める宮城県警察災害派遣隊運用要綱第4に規定する広域緊急援助隊交通部隊（以下「広域緊急援助隊交通部隊」という。）の主たる任務が緊急交通路の確保であることに鑑み、交通規制担当者と広域緊急援助隊交通部隊の事務担当者との連携を密にして交通部隊の編成等が迅速に行われるようにすること。

4 強制排除措置

災対法第76条の3第1項の規定による措置命令及び同条第2項に規定する当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる権限については、積極的な行使に努めるとともに、警察官が自ら当該措置を採ったときは、その措置の状況について記録し、所属長に報告すること。

第3 災対法の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い

1 緊急通行車両の事前届出

交通規制課長は、災対法施行令第33条第1項の確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）に係る事前届出（以下この第3において「事前届出」という。）を実施する場合は、自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2 事前届出の対象とする車両

緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、次のいずれにも該当する車両とし、当該対象となる車両である場合には、事前届出を受理するものとする。

(1) 大規模災害発生時において、防災基本計画（災対法第2条第8号に規定するものをいう。）、防災業務計画（災対法第2条第9号に規定するものをいう。）及び地域防災計画（災対法第2条第10号に規定するものをいう。）に基づき、災対法第50条第1項の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

(2) 指定行政機関（災対法第2条第3号に規定するものをいう。）の長、指定地方行政機関（災対法第2条第4号に規定するものをいう。）の長、地方公共団体の長その他の執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の3第1項に規定するものをいう。）、指定公共機関（災対法第2条第5号に規定するものをいう。）及び指定地方公共機関（災対法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）並びに大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー関連企業等（以下「指定行政機関等」と総称する。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等か

ら調達する車両

3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行おうとする者

事前届出を行おうとする者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

イ 事前届出先

事前届出先は、交通部交通規制課、宮城県警察高速道路交通警察隊及び当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を受付窓口とする。

また、事前届出は、警察庁で運用する警察行政手続サイトを使用する方法により行うことができる。この場合において、当該事前届出は交通規制課長が受理するものとする。

ウ 事前届出に必要な書類及び送付先

(ア) 交通規制課長、宮城県警察高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警察署長（以下（交通規制課長等）という。）は、輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該車両がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両等事前届出書（別記様式第1号）2通の提出を求めるものとする。

(イ) 高速隊長及び警察署長が前記(ア)の規定により、必要書類の提出を受けたときは、交通規制課長に送付するものとする。

(2) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

交通規制課長は、事前届出を受理したときは、その内容を確認し、緊急通行車両等事前届出済証（別記様式第1号。以下「届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 届出済証の再交付

交通規制課長は、届出済証の交付を受けている車両の使用者から事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があつたときは、届出済証の再交付を行うものとする。この場合においては、届出済証に「再」と朱書きの上再交付するものとする。

ウ 届出済証の返還

交通規制課長は、届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったときその他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証を返還させるものとする。

エ 事前届出の処理経過

交通規制課長等は、緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）（別記様式第2号）を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理

経過を明らかにしておくこと。

4 事前届出車両の確認

- (1) 事前届出を行った者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。
- (2) 交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則別記様式第4。以下「確認証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。
- (3) 届出済証による緊急通行車両であることの確認は、警察本部、警察署、広域交通検問所等において行うことができる。
- (4) 交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び確認証明書を交付するものとする。
- (5) 緊急通行車両であることの確認を行った交通規制課長等は、緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）により、確認の経過を明らかにしておくものとする。
- (6) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じ別に警察庁が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。
- (7) 交通規制課長等は、事前に十分な枚数の確認標章及び確認証明書を準備しておくこと。
- (8) 交通規制課長は、緊急通行車両等の確認状況を取りまとめて警察本部長に報告するものとする。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

- (1) 届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
- (2) 指定行政機関等が災害応急対策のために使用することを依頼した車両については、指定行政機関等による要請書の写し等を提出させるとともに、確認証明書に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。
- (3) 前記4-(4)から(8)までの規定は、事前届出車両以外の車両に係る確認標章及び確認証明書について準用する。

6 指定行政機関等に対する指導等

(1) 指定行政機関等に対する指導

交通規制課長は、指定行政機関等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、届出済証の再交付及び返還の手続、届出済証の車検証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

(2) 知事部局との調整

交通規制課長は、事前届出の受理、届出済証の交付を受けた者から申出があ

った場合の取扱い等について、知事部局と必要な調整を図るものとする。

第4 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

交通規制課長は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出（以下この第4において「事前届出」という。）を実施するものとする。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約等により、大規模災害発生時に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両として取り扱われることになる。

2 事前届出の対象とする車両

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出がなされた場合、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、これを受理するものとする。

- (1) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品、医療機器、医療用資材等を運搬する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両、がれき運搬車両又は重機輸送用車両

3 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者及び事前届出先

前記第3-3-(1)-ア及びイの規定は、規制除外車両の事前届出に準用する。

イ 事前届出の際に必要な書類及び送付先

(ア) 交通規制課長等は、次に掲げる車両の区分に応じ、それぞれ次の書類の提出を受けるとともに、規制除外車両事前届出書（別記様式第3号）2通の提出を求めるものとする。

a 医師、歯科医師、医療機関等の使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許証又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類とする。

b 医薬品、医療機器、医療用資材等を運搬する車両

車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類とする。

c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車検証及び車両の写真（自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認

できるもの)とする。

- d 建設用重機、道路啓開作業用車両、がれき運搬車両又は重機輸送用車両車検証及び車両の写真(自動車番号標及び車両の形状が確認できるもの)とする。

なお、重機輸送用車両については、積載する建設用重機と同一の利用者による届出に限って受理することとし、写真は当該建設用重機を積載した状況のものとする。

- (イ) 高速隊長及び警察署長が(ア)の規定により、必要書類の提出を受けたときは、交通規制課長に送付するものとする。

(2) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

交通規制課長は、事前届出を受理したときは、規制除外車両事前届出済証(別記様式第3号。以下「除外届出済証」という。)を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付等に関する規定の準用

前記第3-3-(2)-イ及びウの規定は、除外届出済証の再交付等の手続について準用する。この場合において、前記第3-3-(2)-イ及びウ中「届出済証」とあるのは「除外届出済証」と、「緊急通行車両」とあるのは「規制除外車両」と読み替えるものとする。

ウ 事前届出の処理

交通規制課長等は、規制除外車両事前届出受理簿(除外届出済証交付簿)(別記様式第4号)を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

4 事前届出車両の確認

- (1) 交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の利用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認証明書(別記様式第5号。以下「除外証明書」という。)に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。
- (2) 交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。
- (3) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じ別に警察庁が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。
- (4) 交通規制課長等は、事前に十分な枚数の除外証明書を準備しておくこと。
- (5) 第3-4-(1)及び(3)の規定は規制除外車両であることの確認について、第3-6-(1)の規定は規制除外車両の事前届出をした者に対する指導について準用する。この場合において、第3-4-(1)及び(3)中「緊急通行車両」とあるのは「規制除外車両」と、第3-4-(3)及び第3-6-(1)中「届出済証」とあるの

は「除外届出済証」と読み替えるものとする。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

第一局面においては、事前届出の対象とする車両のみに対し、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

第二局面においては、次に掲げる車両の区分に応じ、それぞれ次の方法により規制除外車両とすることを検討し、順次、規制除外車両の範囲を拡大するものとする。

(1) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

車検証等により車両の形状を確認する。

(2) 路線バス及び高速バス

車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

(3) 霊柩車

車検証等により車両の形状を確認する。

(4) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

車検証で事業用（緑ナンバー）の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次の物資等を輸送することを確認する。

ア 医薬品、医療機器、医療用資材等

イ 食料品、日用品等の消費財

ウ 建築用資材

エ 金融機関の現金

オ 家畜の飼料

カ 新聞又は新聞用ロール紙

第5 地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

1 緊急輸送車両の事前届出

交通規制課長は、知事部局と連絡を取りつつ、地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急輸送車両であることの確認について事前届出（以下この第5において「事前届出」という。）を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2 事前届出の対象とする車両

交通規制課長が行う緊急輸送車両であることの確認の対象となる車両は、次のいずれにも該当する車両とし、当該対象となる車両である場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 警戒宣言（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第2条第13号に規定するものをいう。）発令時において地震法第3条第1項の規定により、地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第

- 1 項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両
- (2) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両
- 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等に関する規定の準用
前記第3-3、4（(6)及び(7)を除く。）、5-(1)及び(2)並びに6の規定は、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出、緊急輸送車両であることの確認等について準用する。この場合において、前記第3-3、4（(6)及び(7)を除く。）及び5-(1)中「緊急通行車両」とあるのは「緊急輸送車両」と、前記第3-3-(1)中「緊急通行」とあるのは「緊急輸送」と、前記第3-4-(2)中「緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則別記様式第4。以下「確認証明書という。）」とあるのは「緊急輸送車両確認証明書（大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）別記様式第7）」と、前記第3-5-(2)中「災害応急対策」とあるのは「地震防災応急対策」と読み替えるものとする。
- 4 地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなす。

第6 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

- 1 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

交通規制課長は、知事部局と連絡を取りつつ、緊急事態応急対策活動の円滑な推進に資するため、原災法施行令第8条第2項において適用する緊急通行車両であることの確認について事前届出（以下この第6において「事前届出」という。）を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

- 2 事前届出の対象とする車両

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事態応急対策を実施するための車両で、次のいずれにも該当する車両とし、当該対象となる車両である場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定するものをいう。）宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用され

る計画がある車両

(2) 原子力事業者及び指定行政機関等（以下「原子力事業者等」と総称する。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等に関する規定の準用
前記第3-3から6までの規定は、原災法の規定による緊急通行車両の事前届出、緊急通行車両であることの確認等について準用する。この場合において、前記第3-5-(2)中「災害応急対策」とあるのは「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

4 原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い
前記第4の規定は、原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、前記第4-1中「災害応急対策」とあるのは「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

第7 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

1 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

交通規制課長は、知事部局と連絡を取りつつ、国民の保護のための措置の円滑な推進に資するため、国民保護法施行令第39条において準用する緊急通行車両であることの確認について事前届出（以下この第7において「事前届出」という。）を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2 事前届出の対象とする車両

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両で、次のいずれにも該当する車両とし、当該対象となる車両である場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 武力攻撃事態等（国民保護法第1条に規定するものをいう。）において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次のアからカまでに掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両

ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

- エ 輸送及び通信に関する措置
- オ 国民の生活の安定に関する措置
- カ 被害の復旧に関する措置

(2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用
前記第3-3から6までの規定は、国民保護法の規定による緊急通行車両の事前届出、緊急通行車両であることの確認等について準用する。この場合において、前記第3-5-(2)中「災害応急対策」とあるのは「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

4 国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い
前記第4の規定は、国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、前記第4-1中「災害応急対策」とあるのは、「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

第8 その他

交通規制課長等は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認手続、事前届出車両以外の車両の確認手続等について、地方防災会議（災対法第14条第1項に規定する県防災会議及び同法第16条第1項の市町村防災会議をいう。）等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

別記様式第1号

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 宮城県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 宮城県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		注1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部又は警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所 () 局 番	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号

災害 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 宮城県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 年 月 日		第 号 災害 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 宮城県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		注1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部又は警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所 () 局 番	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号

第 号		年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書			
宮城県公安委員会 印			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。